唐代南詔奉聖楽について

林 謙三 著／山寺 三知 翻刻・校訂

はじめに

本稿は、東洋音楽研究者、林謙三（一八九九―一九七六）の未発表原稿（長屋紀氏所蔵）を翻刻したものである。草稿には鉛筆書きで薄く「南詔――」とメモ書きがあるのみで、正式な論題は不明であるが、内容に照らして、翻刻者が「唐代南詔奉聖楽について」と題した。また、執筆年代も不明であるが、注に、岸辺成雄氏「四部樂考」（『史學雜誌』第49編、第11・12号、一九三八年、十一月・十二月）が引用されていること、原稿の仮名遣いが現代仮名遣いであることなどから、恐らく戦後に書かれたものであると思われる。

「南詔奉聖楽」とは、中唐代に、南詔国（中国南西部の大理を中心にチベット・ビルマ族が建てた）から唐朝へ献ぜられた宴饗楽の一種である。『唐書』驃國傳に見えるその記録は、林氏自身が本稿の冒頭に、「喪失した唐代の音楽実録も大抵このようなものであったことが知られる一見本」で、「よく唐式音楽の制を細密に描写して後人に他書では到底うかがい得ない点にまで触れ」、また「唐代の雅俗混淆的な楽舞の演奏振りを物語る唯一の資料」であり、「雅楽と俗楽の中間を行く一種の儀礼的楽舞として雅楽についても俗楽についても大いに追想を助ける」等と述べるように、唐代音楽の実態を知る上で極めて有用な資料を提供するものである。林氏は、その「南詔奉聖楽」に対して、楽曲の構成、楽器編成のみならず、楽律についても考察を行い、その論考には示唆に富む指摘と新たな知見が多く含まれており、林氏没後約四十年を経た現在に

おいても、その価値は失われていない。

本稿は文字通り草稿であって、その性質上、構成・表現・文字・句読点・返り点等、形式的な面において推敲の余地が残されており、その意味では、公表は林謙三氏の本意に適うものとは言えないかも知れない。しかし前述の如く、研究の視点・方法・趣旨・内容において括目に値するものがあり、それが本草稿を翻刻した理由である。従って、読者諸氏におかれては、その点、斟酌し読まれることを願う次第である。

なお、本稿に関連のある林謙三氏の論考に、『隋唐燕樂調研究』（上海：商務印書館、一九三六年。一九五五年重印）所収の「驃国楽器の律」、『東アジア楽器考』（東京：カワイ楽譜、一九七三年）所収「中唐代、驃国（ビルマ）貢献の楽器とその音律」等がある。併せて参照されたい。

翻刻凡例

一、送りがなについては、原稿を尊重した。

一、本文における漢字の字体については、原稿では、旧字体と常用漢字が混在するが、本書では旧字体を常用漢字・代用字等、通行の字体に改めた。但し、一部、原稿の字体をそのまま用いた箇所がある（「絃」・「淆」等）。

一、漢籍の引用文（原文）、書名、篇名の字体には原則として旧字体を用い、異体字・俗字・通仮字の類は正字または通行の字体に改めた。但し、一部、原典の字体をそのまま用いた箇所がある。

一、「鐘」と「鍾」、「簇」と「蔟」等、同一の意味でありながら異なる二種の文字で表記されるものについては、漢籍の引用文では原典の表記を尊重し、本文ではそれぞれ「鐘」・「簇」に統一した。

一、明らかな誤字・脱字・衍字等については、適宜改めたが、逐一注記しなかった。

一、漢籍の引用文に誤字・脱字・衍字等があれば、原典に従って適宜改めたが、逐一注記しなかった。但し、原稿には原典の底本が明示されていないため、通行する標点本等によって妄りに改めることはせず、複数の版本を参照し、可能な限り原稿の表記を尊重するよう努めた。従って、通行するテキストと異なる場合がある。

一、漢籍の引用文に附された返り点・読点（句点は用いず）については、原則として、原稿のとおりとした。従って、句読点については、通行

の標点本とは異なる場合がある。

一、書名については、原稿では二重鉤括弧で括られていないため、これを補った。

一、翻刻にあたって特記すべき事項がある箇所については、①②等の所謂丸数字を附して翻刻者注を施し、文末に配した。

唐代の音楽上の記録は唐末の乱に多くなくなったために今日残るものはまことに寥々たる有様である。『樂書要錄』、『敎坊記』、『通典』、『樂府雜錄』、『羯鼓錄』、新旧『唐書』、『唐會要』等に引用の記事がその主なるものである。中でも実録である『唐書』南蠻傳の驃国の貢献楽器と楽曲、それから南詔奉聖楽の記述は詳の詳を尽したもので、喪失した唐代の音楽実録も大抵このようなものであったことが知られる一見本であるばかりでなく、奉聖楽については、例えその楽舞の貢献地が南方の僻地であろうともよく唐式音楽の制を細密に描写して後人に他書では到底うかがい得ない点にまで触れている点、唐代音楽を考えるものにとって、決して見逃がしてはならない好資料である。

南詔奉聖楽の記事は唐代の雅俗混淆的な楽舞の演奏振りを物語る唯一の資料として興味津々たるものがある。当時の宗廟の楽章（歌辞）は完備していても音楽を一切失っている今日、これをどのように唱い楽舞したかは殆んど想像ができなくなっているが、南詔奉聖楽は雅楽と俗楽の中間を行く一種の儀礼的楽舞として雅楽についても俗楽についても大いに追想を助けるものがある。そこでこの楽舞について考察してみたいと思う。

唐の貞元中、剣南にいた西川節度使の韋皐は南詔の懐柔に成功し、その王異牟尋は楊加明を使節として剣南に至り韋皐を通じて夷中の音楽を献じたいと申し出た。そこで韋皐は南詔奉聖楽と云うものを作成させて朝廷に献じた。それは貞元十六年正月のことで、この楽舞は太常楽所属の楽工、舞工によって演じられ、徳宗は親しく麟徳殿でこれを観覧した。[1] 以下この楽舞の姿を『唐書』によってしのんでみよう。

於レ是、皐作二南詔奉聖樂一、用二正律黃鍾之均一、宮徵一變象二西南順一也、角羽終レ變、象二戎夷革心一也、舞六成、工六十四人、贊引二人、序曲二十八疊、舞二南詔奉聖樂字一、舞人十六執二羽翟一、以レ四爲レ列、舞二南字一歌二聖主無爲化一、舞二詔字一歌二南詔朝天樂一、舞二奉字一歌二海宇修文化一、舞二聖字一歌二雨露覃無外一、舞二樂字一歌二闢土丁零塞一、皆一章三疊而成、

ここに云う正律とは後にその明文があるように古律より三律高いものを指している。舞六成は貞観礼の故事[2]を学んだものであろう。曲は序の体をなしており二十八疊の長大なものである。先ず贊引二人が工人六十四人を指揮し、そのうちの舞人十六人が四列となり、南詔奉聖楽に

ちなんで、その字の形を舞い且つ五言の詞を歌ったのであるが、このように字舞をしたり、五言一章を唱うために曲三畳ずつ要したのである。

舞者初定執レ羽、簫鼓等奏二散序一畳一、次奏二第二畳一、四行贊引以レ序入、將レ終雷鼓作二於四隅一、舞者皆拜、金聲作而起執レ羽稽レ首、以象二朝覲一、毎二拜跪一節以二鉦鼓一、次奏二拍序一畳一、舞者分二左右一蹈舞、毎二四拍一揖レ羽稽レ首、拍終舞者拜、復奏二一畳一蹈舞抃揖、以合二南字一、字成徧終、舞者北面跪歌、導以二絲竹一、歌已俯伏、鉦作復揖舞、餘字皆如レ之、惟聖字詞末皆恭揖以明二奉聖一、毎一字曲三畳、名爲二五成一、

このように羽を手にとった舞人が簫鼓等の奏する散序の第二畳の間に四列になって賛引の後について入場し、鉦鼓の合図によって拝跪したり立ち上って羽をとったりするが、この間はまだ舞踊はせず、拍序を奏し始めてから曲に合せて舞い出し、第二畳において字舞をなし、それがすむと舞人は北に向って跪まづいて後述の胡部の奏する管絃に合せて五言の歌一章を唱う。また鉦が鳴ると舞踊し、字舞をし五言歌を唱うことは前と同様である。ただ聖字を唱うときに限り特に念入りに恭敬の姿態を現わすと云うだけである。こうして一字ごとの舞をしたり五言の楽章を唱うのに曲は三畳も要すると云うのである。これは前に「皆一章三畳にして成る」と云う言葉に応ずるものであって、五四の字舞、五四の楽章を唱うのに実に十五畳を要することを云っているのである。上文には拍序の二畳目から字舞を始めるとあるが、それ以後に一字三畳の記事はなくて三畳と称しているのは（一）拍序の一二三畳をもって南字を、四五六畳をもって詔字を（以下准之）歌舞したのであろうか、（二）それとも拍序の一畳は字舞を誘導するだけで、最初の一章三畳は二畳以下にかかっているのか何れであるかわからない。上文には一字舞の終りまでに二畳しか説いていない。それ故（一）ならば一楽章五言はせいぜい二遍唱われるだけだし（二）ならば三遍唱われるわけであって、前に皆一章三畳にして成るとある言に一致する。陽関三畳のごとく詞章は三唱するのが風であったのかも知らない。

これはともかくも、唐代の序の曲では無拍の散序では舞いをせず、有拍の拍序をもって舞うことは白居易[①]の霓裳羽衣の詩や自注によって已に明かである。本曲もこれと全く同様である。

次急奏二一畳一、四十八人分レ行罄折、象二將臣禦レ邊也、字舞畢、舞者十六人爲二四列一、又舞二闢四門之舞一、遽舞入二徧兩疊一、與二鼓吹一合レ節進舞三、退舞三、以象二三才三統一、舞終皆稽首逡巡、又一人舞二億萬壽之舞一、歌二天南滇越俗四章一、歌舞七疊六成而終、七者火之成數、象二天子南面生成之恩一、六者坤數、象二西南向化一、[②]

ここに現われた四十八人と云うのは六十四人から十六人の舞人を除いた工人を指している。これらは殿庭で立奏する所謂立部伎の楽工であ

る。これ以来太常の工人は殿庭の宴には立奏し、宮中では坐奏したと云う。[3] ここに鼓吹と合節すると云うのは、次の四部楽との交渉を指している。

凡樂三十、工百九十六人、分二四部一、一龜茲部、二大鼓部、三胡部、四軍樂部、

これは奉聖楽専属の工人の他に四部楽[4]の存したことを告げるものである。その制度の詳密さは『樂府雜錄』の記事でも遠く及ばないものがある。

龜茲部有二羯鼓、揩鼓、腰鼓、雞婁鼓、短笛、大小觱篥、拍板皆八、長短簫、横笛、方響、大銅鈸、貝皆四一、凡工八十八人分二四列一屬二舞筵四隅一、以合二節鼓一、

この四部楽の亀茲部は初盛唐代の十部楽の亀茲部と殆んど面目を異にし、絃楽器を一切保有していない。[5] またこの数は一部亀茲の二十二人を仄めかしているのではないだろうか。

大鼓部以レ四爲レ列、凡二十四、居二龜茲部前一、

この大鼓部は鼓架部[6]に相当するものであろうか。下文に鼓、笛部の名が見えるのと同義であろう。これも四部から成立しているらしい。

胡部有二箏、大小箜篌、五絃、琵琶、笙、横笛、短笛、拍板皆八、大小觱篥皆四一、工七十二人分二四列一屬二舞筵之隅一、以導二歌詠一、

胡部は絃楽器を豊富に保っているが鼓類をもたない。前に「歌は導くに糸竹を以ってす」とあったのはこの胡部のことを指している。この部も四部から成立している。

軍樂部、金鐃、金鐸皆二、掆鼓、金鉦皆四、鉦、鼓金飾蓋垂二流蘇一、工十二人、服二南詔服一立二闕四門一、舞筵四隅一、節拜合樂、又十六人畫半臂執二掆鼓一四人爲レ列、

右の軍楽部は鼓吹部ともまた相違している。

舞人服二南詔衣絳裙襦一、黑頭囊金佉苴畫皮鞾、首飾二袜額一、冠二金寶花鬘一、襦上復加二畫半臂一、執二羽翟一舞、俯伏以象二朝拜一、裙襦畫二鳥獸草木文一、以二八綵雜華一、以象二庶物咸遂一、羽葆四垂、以象二天無レ不レ覆、正方布位以象二地無レ不レ載、分二四列一以象二四氣一、舞爲二五字一以象二五行一、秉二羽翟一以象二文德一、節鼓以象二號令遠布一、振以レ鐸明采レ詩之義一、用二龜茲等樂一、以象二遠夷悅服一、鉦鼓則古者振旅獻捷之樂也、

右は楽人の服飾を詳かにし、その他の装具、舞具、舞容、用楽の意義を明かにしたものである。この後に黄鐘、林鐘、太簇、南呂、姑洗の

五律について外夷信服と結びつけた説をなした末にまた述べている。

皋以五宮異用獨唱殊音、復述五均譜分金石之節奏、一曰黃鍾宮之宮、軍士歌奉聖樂者用之、舞人服南詔衣、秉翟俯伏拜扑、合南詔奉聖樂五字、唱詞五、舞人乃易南方朝天之服、絳色七節襦袖、節有青褾、排衿以象鳥翼、樂用龜茲胡部金鉦、搁鼓、鐃、貝、大鼓、

別に軍士の唱うための黃鍾宮の奉聖楽の規定を述べたものである。

二曰、太蔟商之宮、女子歌奉聖樂者、用之、合以管絃、若奏庭下則獨舞一曲、樂用龜茲、鼓笛各四部、與胡部等合作、琵琶、笙、箜篌皆八、大小觱篥、箏、五③絃琵琶、長笛、短笛、方響各四、居龜茲部前、次貝一人、大鼓十二分左右、餘皆坐奏、

女子が唱い独舞する太簇宮の楽の規定を述べたものである。

三曰、姑洗角之宮、應古律林鍾爲徵宮、女子歌奉聖樂者用之、舞者六十四人、飾羅綵襦、袖間以八采曳雲花、履首飾雙鳳八卦綵雲花鬘、執羽爲拜扑之、節以林鍾、當地統象歲功備萬物成也、雙鳳明律呂之和也、八卦明還相爲用也、綵雲象氣也、花鬘象冠也、合奉聖樂三字、唱詞三、表天下懷聖也、小女子字舞則碧色襦袖象角音主木、首飾巽卦應姑洗之氣、以六人略後象六合一心也、樂用龜茲胡部、其鉦、搁、鐃、鐸皆覆以綵蓋、飾以花、趺上陳錦綺、垂流蘇、按瑞圖曰王者有道則儀鳳在鼓、故羽葆鼓棲以鳳凰、鉦棲孔雀、鐃、鐸集以翔鷺、鉦、搁頂足又飾南方鳥獸、明澤及飛走翔伏、鉦、搁、鐃、鐸皆二人執擊之、貝及大鼓工伎之數、與軍士奉聖樂同、而加鼓笛四部、

女子が唱い舞人六十四もある姑洗宮の楽の規定を述べたもので、楽器の装飾のさまも書かれている。

四曰、林鍾徵之宮、斂拍單聲、奏奉聖樂、丈夫一人獨舞、樂用龜茲鼓笛每色四人、方響二、置龜茲部前、二隅有金鉦、中植金鐸二、貝二、鈴鈸二、大鼓十二分左右、

林鐘宮の楽は独唱であり独舞である。

五曰、南呂羽之宮、應古律黃鍾爲君之宮、樂用古黃鍾方響一、大琵琶、五絃琵琶、大箜篌、倍黃鍾觱篥、小觱篥、竽、笙、壎、篪、搊箏、軋箏、黃鍾簫、笛、倍笛、節鼓、拍板等、工皆一人坐奏之、絲竹緩作、一人獨唱、歌工復通唱軍士奉聖樂詞、

最後に糸竹に合せてゆるやかに独唱するあとから歌者が軍士奉聖楽詞を唱うのである。

以上で奉聖楽の記事は終っているが、全体についてなお考えてみたいこと三条を述べる。

（一）奉聖楽は『樂府雜錄』に俗[4]部に収めているが、雅俗の中間の楽舞で、唐代の雅楽や准雅楽の演奏風もこれを通じて知ることができる。唐の宗廟の楽章は新旧『唐書』に網羅しており、楽調まで記したものもあるが、これをどのように楽舞に合せて唱ったかは明示したものがない。奉聖楽は五言一句で一章をなし、二十五言、五章の楽章をもっている。歌一章を楽三畳の中に唱えたのであって、曲は序の体をもっている。一畳にわずか五言一句を唱えるだけであるから、三度唱ったところで長い曲を要するものではなく、曲は舞のために費す方が長かったのであろうと思われる。序曲を択んだ理由は却って序曲のようなものの方が一定の拍節をもつ破曲よりも奉聖楽のように跳舞もすれば字舞もし、その間に跪いたり頭を下げたり立ち上ったり歌を唱ったりなど円滑に行うのには却って適していたのかも知れない。霓裳羽衣の長い拍序も同様である。霓裳では破に入ってからは急速の舞うために、そこからは正しい拍節の方が舞に適したのであろう。奉聖楽の序曲二十八畳の用い方は上文によって次のように考えられる。

散序二畳、拍序二十六畳—首奏一畳、奉聖楽字舞十五畳、急奏一畳、徧二畳、歌舞七畳。

唐の高宗代破陣楽五十二徧、慶善楽五十徧、上元舞二十九徧や徳宗代の誕聖曲二十五徧その他、涼州、伊州等の大曲の演奏式も大体これによって想像される。また後人が考えるように始から終りまで歌い通しのものではなく、ところどころに歌が附してあったこともわかるのである。『杜陽雜編』に見える韓志和の涼州曲の故事もこれを証している。

（二）奉聖楽の楽器については、四部楽だけを詳述しており、奉聖楽専属の楽人と云うものは記していない。上文中歌舞に関係のある楽器は

簫鼓等奏二散序一畳一
金聲作而起執レ羽稽レ首
毎二拜跪一節以二鉦鼓一
舞者北面跪歌、導以二絲竹一
鉦作復揖舞
遽舞入二徧兩畳一、與二鼓吹一合レ節

の数条で、ここに現われた楽器は何れも四部楽に見出すものであり、殊に舞者の歌を導く糸竹は胡部の条下に明証がある。してみると奉聖楽の器楽陣は四部楽に他ならないことになる。上文に舞人の服飾を詳述した後に「用二龜茲等樂一、以象二遠夷悅服一」とあるのもこれを肯定している。そこで冒頭に賛引の下にある六十四人の工人中、舞人十六人を除いた四十八人は楽器をとるわけではなしに、字舞十五畳の後に四十八人が行を分れ磬折して将臣が辺地に防禦するさまを象ると云うような脇役をつとめるだけに止まり、他は並んで威儀をつくると云うだけのものであったのだろうか。

次に四部の楽器中に古律制のままの楽器がなお命脈を保ち転用されているのが注目される。いま四部の楽器の全目を表解し、これと五均の奉聖楽中に現われる四部楽の楽器を対照して掲げてみよう。

八十八人 一部二十二人	二十四人 一部六人	七十二人 一部十八人	十二人	亀茲部 胡部	鼓笛部四 亀茲部四 胡部	亀茲部 胡部	鼓笛部四 亀茲部四
大觱篥　八 小觱篥　八 横笛　四 短笛　八 長簫　四 短簫　四 貝　四		笙　八 大觱篥　四 小觱篥　四 横笛　八 短笛　八		貝	笙　八 大觱篥　四 小觱篥　四 長笛　四 短笛　四 貝　一	貝	貝　二
		五絃琵琶　八 小箜篌　八 大箜篌　八			五絃琵琶　四 琵琶　八 箜篌　八		笙　一 倍黄鐘觱篥　一 小觱篥　一 黄鐘笛　一 倍笛　一 黄鐘簫　一 五絃琵琶　一 大琵琶　一 大箜篌　一 軋箏　一

四部楽	亀茲部（四部）	鷄婁鼓 八 腰鼓 八 揩鼓 八 羯鼓 八 拍板 八 方響 四 大銅鈸 四	（大鼓十二） （笛鼓一）		拍板 八	筝 八	搁鼓 四	
	大鼓部							
	胡部（四部）							
	軍楽部	金鉦 四 金鐸 二 金鐃 二						
奉聖楽	黄鐘宮	金鉦 鐃	搁鼓 大鼓					
	太簇宮		大鼓 十二		方響 四	筝 四		
	姑洗宮	鉦 二 鐸 二 鐃 二	搁鼓 二 大鼓					
	林鐘宮	金鉦 金鐸 二	大鼓 十二		方響 二 鈴鈸 二			
	南呂宮			拍板 一 古黄鐘方響 一			節鼓 一	搁箏 一

この表によって五宮の奉聖楽用に用いている楽器の所属部は凡そわかるが、不明のものも少なくない。大鼓と節鼓は多分、大鼓部のものであろう。太簇宮の琵琶八は胡部から出たものとすると五絃琵琶を除かねば工人の数が合わない点不審が残る。また長笛は亀茲部の長簫と何れかの誤りかも知れない。ところが南呂宮すなわち古律黄鐘宮の楽器群だけは特異なものがある。搁箏、軋箏、黄鐘を冠する方響、觱篥、笛、簫の他に、竽、壎、篪の類は何の部から来たものであろうか。それともこの調のために集められたものであろうか。特に黄鐘を冠しているのは格別の意味があると考えて好い。なお当時の四部楽の一部定員は亀茲部二十二人、大鼓部六—十二人（?）、胡部十八人、軍楽部十二人と

云うことを知る。

（三）音律について。奉聖楽の律は正律であるとはっきり説いている。姑洗宮が古律の林鐘宮にあたり、南呂宮が古律の黄鐘宮にあたることから、奉聖楽の則る正律とは古律より三律高いものであることが明かにわかる。

羽　宮　商　角　徵
正律：南　無　応　黄　大　太　夾　姑　仲　蕤　林　夷
古律：黄　大　太　夾　姑　仲　蕤　林　夷　南　無　応
宮　商　角　徵　羽

正律のうち姑洗、南呂の二均だけを古律と対照したのは、正律、古律それぞれの黄鐘を宮として五声にあたる律に均をとるとき古律の五均に合うものはこの二つに限るからで他の意味はない。ここに云う正律の黄鐘は古律の夾鐘にあたるから、古律より二均高いものを標準とする俗楽律に接近しており、粛宗以来の新律を指すものと思われる。盛唐の俗楽は凡そ古律に則り、古律の太簇を中心としていたから、その宮＝沙陀調を後に正宮と呼んだほどである。ところが俗楽では律は律尺所造のものを転用―例えば林鐘を古律黄鐘にする―しそれ自身の律を持たなかったから時代と共に動きがあったのである。宋代の教坊では正宮の位を黄鐘としていたが、その高度は唐代より三律弱高いと称している（沈括の説）。そのきざしは粛宗代の新律（正律）に結びついて現われ、やがて古律を忘れて正律こそ俗楽の標準と考えるに至ったものらしく、徐景安の『歴代樂儀』によって書かれた『唐書』禮樂志に

凡所レ謂俗樂者二十有八調……其宮調乃應二夾鍾之律一、

と云うのは、この思想を率直に現わしたものである。

（1）『唐書』禮樂志云、「貞元中南詔異牟尋遣レ使詣二劍南西川節度使韋臯一、言レ欲レ獻二夷中歌曲一、且令中驃國進レ樂、臯乃作二南詔奉聖樂一……德宗閲二於麟德殿一、以授二太常工人一、自レ是殿庭宴則立奏、宮中則坐奏、」

（2）『舊唐書』音樂志云、「儀鳳二年十一月六日太常少卿韋萬石奏曰……謹按凱安舞是貞觀中所レ造武舞、準二貞觀禮及今禮一、但郊廟祭享奏二武舞一之樂、卽用レ之、……武舞準作二六變一、亦如二周之大武六成樂止一、……今禮奏二武舞一六成而數終未レ止、既非レ師レ古不レ可二依行一、其武舞凱安望請依二古禮及貞觀禮一六成樂止、」

（3）前注参照。また『樂府雜錄』云、「俗⑥部、……奉聖樂曲、是韋南康鎭レ蜀時、南詔所レ進、在二宮調一、亦舞伎六十四人遇二內宴一、卽於二殿前一立奏、樂更番替換若二宮中宴一、卽坐奏樂、俗樂亦有二坐部立部一也、」

（4）四部樂については岸辺成雄「四部樂考」。

（5）『樂府雜錄』云、「龜茲部、樂有二觱篥、笛、拍板、四色揩⑦鼓、羯鼓、雞樓鼓一……破陣樂曲亦屬二此部一、秦王所レ制、」

（6）『樂府雜錄』云、「鼓架部、樂有二笛、拍板、答鼓卽腰鼓也、兩杖鼓一……卽有二踏搖娘、羊頭渾脫、九頭獅子、弄白馬、益錢一、以至二尋橦、跳丸、吐火、呑刀、旋槃、觔斗一、悉屬二此部一、」

翻刻者注

①「白居易」は、原稿では「元稹」に誤る。

②「向化」の「化」は原稿では「北」に誤り、返り点を「向レ北」としていたが、「北」を原典に従い「化」に改めたため、それに併せて返り点も改めた。

③「五絃琵琶」は、原稿では「五絃、琵琶」のように句切るが、後掲の表から明らかなとおり、「五絃琵琶」を一つの楽器と解しているため、改めた。

④「俗部」は、『樂府雜錄』によれば「胡部」の誤り。管見の及ぶ限りでは、「俗部」に作る版本は不明。ここでは、奉聖楽が、俗部に属するものの、雅俗の中間の楽舞であることを言っているため、文意を尊重して、改めなかった。

⑤「夷」は、原稿では「裔」に作る。管見の及ぶ限り「裔」に作る版本は不詳。ただし、『古今圖書集成』樂律典、百巻、方響部藝文之二、紀事之一に引く、該文に「裔」に作る。

⑥「俗」は、『樂府雜錄』に「胡」に作るが、改めなかった。翻刻者注④を参照。

⑦「揩鼓」は、『樂府雜錄』に「鼓揩」に作るが、林氏の原稿のままとし、改めなかった。「揩鼓」はすりつづみ、一名答臘鼓であり、林氏は敢えて改めたものと思われる。

［付記］

本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「隋唐燕楽歌辞の文学的・音楽学的アプローチによる双方向的研究」（研究代表者：長谷部剛（関西大学）、研究期間：二〇一五―二〇一七年度）による研究成果の一部である。

［謝辞］

資料の閲覧・翻刻を快く許可してくださいました長屋糺様に心より感謝申し上げます。